

社会情報学研究, Vol. 13, 57-73, 2007

中小会社の会計処理基準についての考察

堂野崎 融*

Consideration for the Standards of Accounting Method of Smaller Entities.

Tooru Dounosaki *

In this paper, our country is examining for what kind of purpose a book keeping outline called the "Small and medium-sized enterprise book keeping outline" and the "Smaller entities management book keeping outline" which were released before 2002 was released.

Moreover, the account, guide, and constitution which were released in 2002 and afterwards in the accounting question of the accounting for small and medium-sized enterprises or small and medium-sized entities make what kind of change, and it examines whether question arrangement is carried out, and is examining what a "guideline about the accounts of the small and medium-sized enterprises" should carry out for functioning effectively.

Key Words (キーワード)

TSmaller entities (中小会社), Standards of accounting method (会計処理基準), Small and medium-sized enterprise book keeping outline (中小企業簿記要領), Smaller entities management book keeping outline (中小会社経営簿記要領), guideline about the accounts of the small and medium-sized entities (中小企業の会計に関する指針)

1. 序

昨今、わが国の中小企業の会計を取り巻く環境は大きく変化している。

平成 14 年に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告書」(以下、中小企業庁報告書という)を公表した。これは中小会社向けの会計制度を充実すべきではないかと提案をしたものである。それを受け、平成 14 年に日本税理士会連合会から「中小会社会計基準研究報告書」(以下、日税連報告書という)、平成 15 年には日本公認会計士協会から「会計制度委員会研究報告第 8 号中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(以下、JICPA 報告書という)が公表された。これらの報告書はそれぞれオーソライズされていないが、中小会社向けの会計基準としての役割を担ってい

た。しかし、中小会社向けの会計基準が複数存在することで、利用者が混乱をきたす恐れがあるため、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が主体となり検討を行い、「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小企業会計指針という)が公表されたことである。また平成 17 年に当時、まだ議論されていた会社法に新設される「会計参与」制度の「会計参与」の準拠する会計処理の指針とするために作成され、平成 18 年、会社法が成立し、「会計参与」制度が本格的に導入されたことにより、会計参与が準拠すべき指針としてその立場を確立している。

本論文では、「中小企業簿記要領」や「中小会社経営簿記要領」といった要領や法務省民事局参事官室から公表された「大小（公開・非公開）会社

* 呉大学大学院社会情報研究科博士後期課程 (Graduate School of Social Information Science, Kure University)

区分立法及び合併に関する問題点」(以下、大小会社区分立法の問題点という)といった中小企業向けの会計処理や中小企業の会計問題を平成14年以降に公表された報告書、指針及び制度はどのような変更を行っているか、問題解決しているか。また中小企業会計指針が有効に機能するにはどうしたらよいかを検討したい。

2. 平成14年以前に公表された諸基準

平成14年以前に公表された諸基準としては、経済安定本部企業会計制度対策調査会から公表された「中小企業簿記要領」ⁱ⁾、中小企業庁から公表された「中小会社経営簿記要領」ⁱⁱ⁾がある。また、会計基準ではないが、法務省民事局参事官室から公表された大小会社区分立法の問題点がある。これらが、どのような目的や問題点を公表したのかをまず分析してみたい。

2-1 「中小企業簿記要領」

昭和24年に経済安定本部企業会計対策調査会から「中小企業簿記要領」が公表された。公表された最大の理由は課税の合理化であった。当時、シャウプ勧告により青色申告制度が導入されようとしていたが、「当時のわが国の大企業の財務諸表は、戦争中の放漫な軍需資金散布の結果である仮払金、仮受金が巨額に計上されるなど、内容の不透明な勘定の乱用が目立った」ⁱⁱⁱ⁾といわれております。正確な会計帳簿が必要ということから、大企業においては、「企業会計原則」が、中小企業においては、「中小企業簿記要領」が公表されたのである。

ついで、昭和28年に中小企業庁から「中小会社経営簿記要領」が公表された。また、2つの簿記要領は、中小企業の記帳に関する指導書としての役割も持っていた。

「中小企業簿記要領」は法人企業形態をとっていない個人商店向けの簿記要領であったが、中小企業庁から公表された「中小会社経営簿記要領」は、法人企業形態をとった中小企業に対する簿記要領

が必要であることから設定されている。「中小企業簿記要領」「中小会社経営簿記要領」をそれぞれ検討していきたい。

2-1-1 「中小企業簿記要領」の目的

「中小企業簿記要領」は、その目的として次のような3点をあげている。^{iv)}

- (1) 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること
- (2) 融資に際し、事業経理の内容を明らかにすることによって、中小企業金融の円滑化に資すること。
- (3) 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること。

これらの文言は経済安定本部企業会計審議会から昭和24年に公表されている「企業会計原則」の前文の一において「我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも」としており、言葉の違いは見られるが、同じことを挙げているように思われる。この目的に挙げられている「金融の円滑化」、「経営の合理化」の2点は、現在でも問題とされており、平成14年以降に公表された各報告書においても指摘されている。

2-1-2 「中小企業簿記要領」の一般原則

「中小企業簿記要領」の一般原則は次の7つがあげられる。^{v)}

- (1) 簿記は、事業の資産、負債及び資本の増減に関するすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものなければならない。
- (2) 簿記は、事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならぬ。
- (3) 簿記は、財務諸表により、利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、事業の状況に関する判断を誤らせないようにしなくてはな

らない。

- (4) 簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して整理しなければならない。
- (5) 簿記は、一たん定めた会計処理の方法を継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (6) 仕入、売上等重要な費用及び収益は、その支出及び収入にもとづいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。
- (7) 簿記は、前各号の要請を満たす限り、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易ならしめ、記帳の能率化、記帳の負担軽減をはからなければならない。

これらの「中小企業簿記要領」の一般原則の「簿記は」を「企業会計は」に読み替える以外は「企業会計原則」の一般原則と同じ文言を用いているものが多い。具体的に言えば、(1)は正規の簿記の原則、(2)は真実性の原則、(3)は明瞭性の原則、(5)は継続性の原則と同じ文言を使用している。また(6)は損益計算書原則の発生主義の原則と同じ文言を用いている。

「企業会計原則」の一般原則と違うのは、「中小企業簿記要領」の一般原則の(4)と(7)である。

まず(4)の事業会計と家計の区分は、中小企業の場合よくある問題といえる。具体的には、片野一郎教授の書かれた著書「中小商店会計」において「個人商店の会計の大きな欠陥の一つは、この店費と家事費との区別がとくべつたらめになりがちな点にある」^{vi)}と指摘されている。このように中小企業においては、家計の費用と営業の経費を混同している場合もあり、それを明瞭かつ整然と区分し、家計の費用と営業の経費を混同させないために設置された原則であると解釈される。

このことは中小企業において、所有と経営が分離していないことがその要因にあると考えられる。特に個人商店の場合は、所有と経営が分離していないことが顕著であり、一般原則においても設定して周知を図る必要性もあったと考えられる。また、所有と経営が分離していないことから

起こる内部統制組織の不備は現在でも問題視されており、詳細は後述するが、昭和59年に公表された大小会社区分立法の問題点で指摘されていることであり、また平成14年以降に公表された各報告書においても指摘されている問題である。この問題点にいち早く着目し、原則として定めていることは非常に評価でき、また、この原則は、中小企業において重要な原則であると考えられる。

次に(7)に関しては、中小企業の会計の過重負担について軽減するためのものであると明記している。中小企業の場合、経営者の会計知識が乏しい場合も少なくなく、また、少人数経営の場合、大企業の会計処理と同一にしたのでは、費用的にも人数的にも負担が大きくなる。このことにより、大企業のそれより簡便な方法を用いることによって、中小企業への会計による負担を軽減する必要があるため、この原則を設定したと思われる。この問題も、昭和59年に公表された大小会社区分立法の問題点で指摘されている点でもあり、また平成14年以降に公表された各報告書においても指摘されている問題である。しかし、この原則は他の原則と異なり、また他に簡単平易に、能率的にする会計処理方法があれば、前各号に当たはまりさえすれば使用可能という柔軟性をもった原則であった。これは、中小企業によりよいのものを柔軟に取り入れるための方策的な原則といえるであろう。

これまで一般原則を見てきたが、この「中小企業簿記要領」は、中小企業の特性ともいえる上記(4)、(7)以外には「企業会計原則」と違う部分はない。これは「企業会計原則」を範とし、簿記の手続きを簡単平易ならしめたといえる。中小企業にとって(4)と(7)は非常に重要な部分であり、これを「中小企業簿記要領」に設置することにより、中小企業の簿記の指導書として優れたものとなっている。

2-1-3 「中小企業簿記要領」の特徴

「中小企業簿記要領」では「3. 中小企業簿記要領の特徴」において、主に処理方法に関する次の5

つの特徴を挙げている。^{vii)}

- (1) 記帳者が複式簿記の知識なくして容易に記帳できるように、通常の複式簿記の採用する手続き、とくにすべての取引を勘定の借方貸方に仕訳すること並びに総勘定元帳に転記することを省略する。
- (2) 原則として現金出納帳を中心として他の関係帳簿との間に複記の組織を確立し、現金収支を基礎として記帳の照合試算を可能ならしめ、以て複式簿記の原理とその効果を実現する。
- (3) 簡単な業種においては、現金出納帳の多桁方式を発展せしめた日計表の方式を採用し、これに若干の補助明細簿を配することによって、完全な記帳を行うことができるものとする。
- (4) 帳簿組織全体として、たんに現金収支だけではなく資産、負債及び資本に関するすべての取引を記帳し、決算諸表を作成しうるごとき体系的帳簿組織とする。
- (5) 帳簿の記入は、証ひょう書類又は伝票その他の原始記録にもとづいて正確に行われ、帳簿の記入の真実なることがこれら原始記録によって確証されうるものとする。

この「中小企業簿記要領」においてもっとも特徴的といえるのは(1)である。通常簿記といった場合、営業取引が行われたものの仕訳を行い、そ

れらを総勘定元帳及び補助簿へ転記、その後、試算表で総勘定元帳や補助簿の間違いをチェックし、試算表で得た金額を用いながら精算表をつくり決算整理を行い、最後に財務諸表を作成するというものである。

これに対し、「中小企業簿記要領」は、仕訳と総勘定元帳への転記を省略し、伝票から直接各帳簿に転記を行っている。また試算表や精算表といったものは作らず、各帳簿から、毎月末に月末収支総括表もしくは日計表を作成し、それをまとめたもので財務諸表を作成するといったものであった。

2-2 「中小会社経営簿記要領」

昭和 28 年に公表された「中小会社経営簿記要領」について、目的、特徴、処理方法と検討してみたい。

2-2-1 「中小会社経営簿記要領」の目的

「中小会社経営簿記要領」の目的は、次のように設定されている。^{viii)}

「この要領は、中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資するために作成されたものである。

中小会社は、これによって経理業務を充実し、

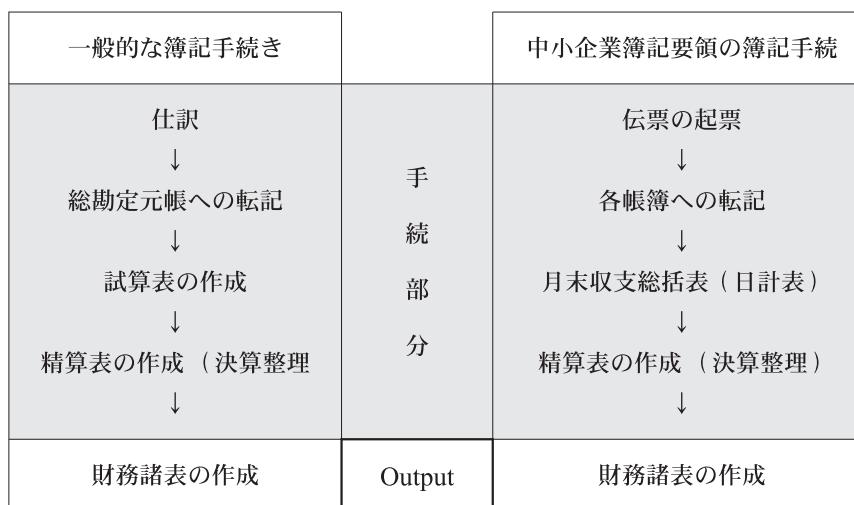


図 1：中小企業簿記要領の特徴

経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領ともなるものである。」

先の「中小企業簿記要領」は、税務当局から法人以外の中小商工業の所得計算の必要最低限の要件を満たすものとされており、法人企業はこれを使用できないとされていた。「中小会社経営簿記要領」はその目的にあるとおり、会社経営、つまり、法人企業を対象としており、このことにより、中小企業全般を網羅する形の簿記要領となっているといえる。また、「経理業務充実、経営の改善・合理化、金融の円滑化」などを目的にあげている。これらは、「中小企業簿記要領」や「企業会計原則」にも上げられているが、経営の改善という言葉が、さらに付け加えられている。この言葉は、「中小企業簿記要領」の合理化という言葉に含まれていた内容をさらに具体的に表現したものだと思われる。中小企業において商売の「勘」を、他の数字的判断や経理計数よりも重視する傾向があったため、それを改めるために合理化、経営の改善という文言を明言したのではないだろうか。このことから、経理計数の重要性を説き、ひいては、簿記の必要性を訴える形となっているといえる。また課税を公正にするためにもこの簿記要領を広める必要性があったといえよう。課税所得計算は、確定決算主義に基づき、簿記を基礎とした企業会計を十分に広めなければならなかつたためである。

2-2-2 「中小会社経営簿記要領」の特徴

「中小会社経営簿記要領」においては、「企業会計原則」や「中小企業簿記要領」にあるような一般原則のような具体的なものが存在しない。そのため、「中小会社経営簿記要領の特徴」の見てみたい。

「中小会社経営簿記要領」の「第一章第二節 中小会社経営簿記要領の特徴」においては、まず、中小企業の特性について（1）個人的色彩が濃い、（2）会社の一の役員が事実上その会社を支配し

ている傾向が強い、（3）経理担当者が少人数に限られる、（4）専門的な経理知識が不足しているの4点が述べられている。このような特性をみると、経理計数が軽視されているというのもあながち間違いとはいえないであろう。これらの特性のうち、少なくとも、（3）や（4）の特性を考慮した簿記要領である必要があるので後段には、「中小会社の通有性を考えて立案されたものであって、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に準拠し、且つ法人税法施行細則の記載要件に当てはまる複式簿記であることを特徴とする」とされている。

これらの中小企業の特性は、大企業にはないもので、中小会社の会計を検討していくにあたり、まずこの観点から見ていかなければならないのではないかだろうか。これらの特性は、先の「中小企業簿記要領」の一般原則（4）の事業と家計の区分の原則と（7）負担軽減の原則といった原則が存在することからも、重要な観点であるといえる。

2-2-3 「中小会社経営簿記要領」の処理方法

「中小会社経営簿記要領」が「中小企業簿記要領」と異なる特徴的な点は、簿記処理方法の種類が増えていることである。「中小会社経営簿記要領」は、帳簿組織作成方法を3つに大別し、第一種 帳簿式、第二種 伝票式、第三種 折衷式としている。この中の第三種については甲号と乙号と二つに分け、甲号には「伝票及び主要帳簿併用式」と乙号には「伝票及び主要、補助帳簿併用式」という名前をつけている。それには次のような表に記載してある特徴を持っており、また適当な業種も記載されている。

帳簿式は、伝票を用いず、仕訳帳もしくは特殊仕訳帳を用いて処理を行い、伝票式は、補助簿等を用いず、仕訳集計票を用いて集計し、総勘定旬計表又は総勘定月計表を作成し、そこから総勘定元帳を作成する形となっている。折衷式甲号は、伝票、補助簿を用いて総勘定元帳に一括して転記を行うといったもので、折衷式乙号は、現状行われている簿記の処理方法と大差ない。このように

表1：各種帳簿組織の適当企業

種類	帳簿式	伝票式	折衷式甲号	折衷式乙号
特 徴	二、三冊程度の市販帳簿により記帳する	市販伝票により一切の記録計算を処理する。	市販伝票と一、二冊の市販帳簿により処理する。	市販伝票と各種の市販帳簿を組合せて処理する。
説 明	取引量の多くない場合か、一人であらゆる帳簿を記帳し、伝票を必要としない会社に向く。	取引量が多いにもかかわらず、記帳係りが手不足の会社に向く。	取引量の多くない場合に向く。帳簿式と伝票式の中間のもの。	取引量が多く、且つ記帳係の手が揃っている会社に向く。
適 當 業 種	高級呉服店貴金属商	洋品雜貨店大衆呉服店金物商小工場	小工場機械器具店	小百貨店中工場

(註) 適当企業の例を挙げてそのままおいたが、業務の繁閑、大小、記帳の能力、取引の形態によって、一概には云えないこと勿論である。

(「中小会社経営簿記要領」P2より抜粋)

複数の処理方法を提示することによって、簿記処理を簡素化し、中小企業に即したものとしているのである。

「中小企業簿記要領」は、法人以外の中小商工業者向けの内容であったことから、必要最低限で組織的な簿記を実現することに注力されたものといえる。法人形態を取った企業も前提ということから、複数の手続き方法を採用することによって「中小会社経営簿記要領」は「中小企業簿記要領」よりも柔軟性のある処理方法であるといえよう。

2-3 大小会社区分立法の問題点

「中小企業簿記要領」及び「中小会社経営簿記要領」の後に中小企業の問題が大きく取り上げられたのは、昭和59年の大小会社区分立法の問題点である。

法務省民事局参事官室が提出した「大小会社区分立法の問題点」が、公表当時注目された理由としては、昭和59年に改正された商法を含め、それまでの商法が主な対象としていなかった中小会社を中心として問題点を挙げていたためであり、

また第二次世界大戦後、わが国における中小企業の問題点を立法論で取り上げた最初のものだからである。

この「大小会社区分立法の問題点」には、14の問題点が明記されている。この中でも、本論文に関係する3.監査役に関する問題点、7.計算・公開に関する問題点の2項目について検討したい。

監査役に関する問題点は、中小企業の特性に関するものである。また、計算・公開に関する問題点は、この指摘がされたことにより中小企業においても会計情報を公告する必要があることが大きく取り上げられた。このことによって平成14年の商法改正によりインターネットでの公告が可能となる遠因であったと考えられる。

これらの問題点は、それぞれにつながっており、詳細は後述するが、監査役に関する問題点では、中小会社の中でも、特に同族会社においては、監査役が形骸化していることを指摘している。具体的にいえば、利害が一致しがちな親族が選任されているのが現状であり、そうであるなら、監査役の選任自体を任意にする。もしくは取

締役の配偶者、二親等内の同居の親族等では監査役に選任できないようにしてはどうかというものである。ついで、監査役を任意にすることを前提に計算・公開に関する問題点で中小会社においては、会計専門家による外部監査を徹底してはどうかという指摘をしている。

この大小会社区分立法の問題点で、初めて中小会社の監査が指摘された。なぜなら、株式会社であれば、株式の公開・非公開の別は関係なく、すべての株式会社が公告を行う必要がある。しかし、実際は、公告を行っていない中小企業が多く、また公開を行っていたとしても、取締役の配偶者、二親等内の同居の親族等の監査役を置いているだけで、その信頼性は非常に低いと言われているからである。そこで、信頼性の向上を意図し、監査役の問題及び会計専門家による外部監査を提案しているのである。

2-3-1 監査役に関する問題点

明治 32 年の商法制定時においては、監査役の職務権限は会計監査及び業務監査であったが、昭和 25 年の商法改正において、業務監査権限は取締役に委譲され、監査役の職務権限は会計監査のみとなったのである。そこで、職務権限を広げる意味と会社の大きさによって区分するために、昭和 49 年に商法特例法が施行された。これは、大企業の限定であるが監査役に会計監査の職務権限を再び付与するものであった。これにより監査の方法が、大企業・小会社の二つに区分されるのと同時に監査役に独立性を持たせたのである。しかし、大小会社区分立法の問題点において、資格・監査役会等の問題が挙がってきていた。まず、資格の問題提起で、取締役の配偶者、二親等内の同居の親族等取締役と特定の関係にあるものはなってはならないと言う問題である。これは当時の各界意見としては経済界以外の各界は概ね賛成である。この理由として社団法人社団法人中小企業診断協会の意見では、「いかに小規模といえども、法人である以上、利害の全く一致しがちな家族の一員が監査役であっては、その監査に対する第三

者の信頼を得られない」^{ix)} としている。さらに、広島修道大学商法研究会においては、「資格制限・設置に伴う諸経費等で監査役が重荷になるような会社は、むしろ、監査役を強制されない有限会社に組織変更されるべきものである」^{x)} としている。中小企業診断協会や広島修道大学商法研究会の意見はもっともある。会計情報のディスクロージャーを行うのであれば、第三者の信頼は必要なものであり、かつ、利害が一致しがちな家族の一員が監査役であっては信頼を得られない。だから、監査役は外部もしくは内部でも配偶者及び二親等以内の同居の親族等以外の者で、取締役と特定の関係にあるものはなってはならないのではないだろうか。しかし、現状においても、その資格制限はなく、監査役は選任さえされれば誰がなってもかまわなくなっている。

2-3-2 計算・公開に関する問題点

この打開策として、計算・公開に関する問題点において、「専門家による外部「監査」として説明されている。この専門家による外部「監査」とは、会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）に限定した監査（会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の会計帳簿との合致の有無）を強制にしてはどうかという問題提起であった。この方法をとれば、取締役との特定の関係はなく、厳密な意味で第三者の監査が可能となる。つまり、信頼性を確保できるのである。後にも述べるが、財務諸表を公開するに当たり必要なのは正当性と真実性を証明する信頼性である。会計監査に関してはただの名目上監査役を置くよりも、正確な監査が可能な会計の専門家を監査役としたほうが正確性と真実性を証明する信頼性が得られるのである。

このことは、平成 14 年以降に公表された諸基準および商法より改正、新設された会社法に、大きな影響を与えたといえるであろう。

3. 平成 14 年以降に公表された諸基準

平成 18 年に会社法が新設されるまで、わが国の会計制度は企業会計原則、商法、証券取引法を主体としていた。この主体となる原則・法律はどのような企業を前提にしていたかということを検証してみたい。

「企業会計原則」は、昭和 24 年設定当時の前文においても明らかなように、大企業を前提とした会計制度の改善統一を指向して作成されたものである。またそれは、公認会計士の監査の際の基準としての性格を持っている。つまり企業会計原則は、株式を公開している大企業を指向していると言える。

次に、商法であるが、商法改正の多くは、商法特例法の小会社に関する規定を除いて、大会社を対象にして行われてきたし、「株式会社らしい株式会社」という用語もあって大会社を前提として考えられてきた。これらの事実は、商法は大会社を指向し、中小会社は有限会社によって対応されていると考えられよう。その事実を反映して、昭和 59 年において大小会社区分立法の問題点が公表された。

最後に、証券取引法は、第一条の目的においても明らかなように、投資家保護の目的をもった制度であり、専ら、株式上場会社を対象にした法制にはかならない。このように、法律や原則は、株式会社の大多数を占める中小会社に即したものとなってることは言いがたい。昨今、金融ビックバンなどといわれ、全面的な国際会計基準の導入が予定されているが、このことは、中小会社にとって、金銭的にも人員的にも大きな負担となるといえよう。

平成 14 年の商法改正により、それまでは、官報及び日刊新聞でのみ、財務諸表の公告が許されていたが、インターネットでの公告も可能となった。これにより、公告におけるコストが飛躍的に低下し、中小会社も公告を行いやすくなった。しかし、これまで、公告を行っていなかった中小会社が多い中で、不況による資金調達の多様化、取

引先の拡大の必要性といったことにより、公告を行わざるを得なくなってしまっている。しかし、この公告を行うにあたっても、大会社を前提として考えられている原則・法律・規則の適用を受けたものを作成するのは難しい。

このようなことを受け、中小会社の会計基準を設定するにあたり、3 つの機関が報告書を公表した。まず、経済産業省中小企業庁が平成 14 年 6 月 28 日に中小企業の会計に関する研究会において、中小企業庁報告書が公表されたのが一つ。これを基に、日本税理士会連合会が「中小会社会計基準研究会」を設置、「中小会社会計基準研究報告書」が作成され、パブリックコメントが求められた後、同年に日税連報告書を公表したのが二つ目。また日本公認会計士協会の「会計制度委員会」において、平成 15 年に公表した JICPA 報告書が三つ目である。この 3 つの報告書が、中小企業の会計基準として役割をもっていた。特に日税連報告書はその名のとおり、中小会社会計基準としていることからもそのことがわかる。しかし、中小会社向けの会計基準が複数存在することで、利用者が混乱をきたす恐れがあるため、平成 17 年に当時、まだ議論されていた会社法に新設される「会計参与」制度の「会計参与」の準拠する会計処理の指針となるべく、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が主体となり検討を行い、中小企業会計指針が公表された。

3-1 中小会社の特性

最初に公表された中小企業庁報告書において、小会社の特性について、次の 6 点をあげている。

- (a) 所有と経営が分離していないこと。
- (b) 内部統制機構が不備、あるいはあったとしても有効に働いていない。
- (c) 経営者ないし従業員は、限られた会計の知識しかもっていない。
- (d) 経営者は、会計の知識を持つ従業員を雇用することができないし、また、その必要性もないと考えている。

(e) 小会社とはいえ業種・業態・規模によりかなりの差がある。

(f) 株式公開を目指さない譲渡制限のある閉鎖会社。

である。平成 14 年以前に出されていた中小企業の特性では、

(1) 個人的色彩が濃い。

(2) 会社の一、二の役員が事実上その会社を支配している傾向が強い。

(3) 経理担当者が少人数に限られる。

(4) 専門的な経理知識が不足している。

といった 4 点であったから、さらに特性が増えていよいよ。(1) は (a) と (b) に関係し、(2) は (b) を、(3) は (d) を (4) は (c) に関係しており、それ以外の (e) と (f) が新たに小会社の特性としてあげられている。(e) に関しては、「中小企業簿記要領」では、業種を考慮するべく、業種により多少の変更を加えても良いという文言があり、また中小会社簿記要領においては、適当業種という言葉を用いていることから、大きく取り上げられてはいないが重要なことであることがわかる。これも小会社において重要な問題である。

まったく新しく提起されているのは、(f) の株式公開を目指さない株式譲渡制限のある閉鎖会社である。これは、中小企業の適用範囲及び利害関係者の限定をこれをあげることにより示唆しているといえよう。株式譲渡制限があるからには、証券取引法の規制を受けない会社であるし、また株主も固定的であり、利害関係者は債権者及び取引先に限定される。

これらの特性は、大会社にはないものであり、中小会社固有のものといえよう。またこの中小会社固有の特性からみて、大会社を前提としている原則・法律・規則を中小会社に課すにはかなりの負担となるといえる。このことから中小企業向けの会計基準が必要ではないかということが考えられた。

中小企業の特性を鑑みながら、中小企業庁報告書は作成された。中小企業庁報告書を基にして作成された日税連報告書と JICPA 報告書も同様な中

小企業の特性を鑑みて作成されている。

3-2 各報告書及び中小企業会計指針の目的

中小企業庁報告書は「中小企業が計算書類を作成するに当たり、中小企業にとって不明確さを解消するため、また、中小企業が取引先や金融機関から信頼を得られるようにするために、会計の望ましいあり方を検討する必要がある」^{xii)} としており、中小企業の会計について検討されている。

また、前文において次のように述べている。「需要の停滞の背景には、景気低迷の長期化に加え、ニーズの多様化、下請取引構造の変化、電子商取引の進展等の中小企業の事業環境の構造的変化が存在している。また、資金調達については、地価の下落による従来型の土地担保による資金調達が限界に達し、メインバンク中心の資金調達も難しくなっている。なお、金融機関の中小企業への貸出規模は全般的に縮小傾向にある。

伸びていこうとする積極的な意欲を持つ中小企業のダイナミックな発展が、我が国の経済活性化に極めて重要であるが、中小企業にとり、新たな顧客・取引先の拡大、資金調達先の多様化が課題となっている。」^{xiii)}

ゴーイング・コンサーンとしての中小企業を巡る環境の変化を挙げ、「需要の停滞」「資金調達の困難」が中小企業の問題点として強く認識されていると述べ、これらの問題に対し、「適切な計算書類を作成し、それを積極的に開示することが今後は一層有用となる。また、経営者による財務状況の把握と経営方針の決定という観点からも、計算書類のあり方が重要なポイントとなる」^{xiv)} としている。しかし、これまで商法も、企業会計原則も大会社を前提としており、中小会社に即したものとはいえない。そのことから、中小会社向けの会計基準があったほうがいいのではないかとし、中小企業の会計基準について検討をしている。ただし、中小企業庁報告書は会計実務や運用に関する事項に関しては検討していないと明言している。これらは、「専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充

実が図られていくもの」^{xiv)}と述べ、実際の運用等は専門家団体に委ねるとしている。ここでいう専門家団体とは、日税連、JICPAを指していると考えられる。事実、先にも述べたがこの報告書が公表されて時をそれほどおかず、各団体から2つの報告書が公表された。

中小企業庁報告書の目的は、「資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすることを検討の目的とする。」^{xv)}としている。このことから、中小企業庁報告書においては会計情報の開示による金融の円滑化と、適切な財務諸表の作成による経営の合理化に重点をおいていることがわかる。

日税連報告書は、前文において、「会社の利益計算に用いられる法規である証券取引法及び関連緒則と商法及び関連緒則」^{xvi)}をあげ、また、「法人税法上の所得計算規定が商法上の利益計算に影響を及ぼすことがあるため、法人税法上の所得計算規定と税務通達も会計処理の法規として考慮する必要がある」^{xvii)}と述べている。更に、証券取引法の適用を受けない中小会社に証券取引法の会計基準と同様の手続きを強制するのであれば中小企業に過大な負担を強いることになり、結果として経営を阻害するのではないかという危惧も述べている。そこで、中小会社に即した内容の会計基準を作成しなくてはならないとし、日税連報告書を作成したのである。その目的は、「中小会社の実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行うことを目的とし、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を定めることとする」^{xviii)}としている。このことから、現状では中小会社の実態や、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示が必要なのである。そして、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を定めると明記であることから、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべきものが必要となってきたことがわかる。言い換えれば、経営の

合理化、金融の円滑化が重要であるとしている。

JICPA 報告書は、中小会社の実務には、「一般的には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠するだけではなく、法人税法等が定めた計算方法や処理方法による税法限度額以内の任意の金額により処理を行って貸借対照表、損益計算書等の計算書類を作成するなど、その会計処理方法には多様の実務が混在しており必ずしも統一されているとは言えない」^{xix)}とし、中小会社の会計のあり方を明確にする必要があると前文で述べている。また平成14年の商法改正により、インターネットでの公告が可能となったことから、不特定多数の人々に計算書類を閲覧されるのであれば、その計算書類は統一された会計基準に準拠して作成されてなければならないとしている。

各報告書の目的に関しては、統一されていない中小会社の計算書類作成の方法を統一し、資金調達、取引先の拡大、インターネットによる公告等の経営活動を行う際に、必要十分な計算書類を情報公開するために検討しているということで一致している。

各報告書は、情報開示の重要性を前面に押し出したもので、言い換えれば各簿記要領とは異なり、金融の円滑化に重点を置いている。これは、会計のプロセスよりも、アウトプットを重要視し始めたことが原因と考えられるのではないだろうか。つまり会計情報を作成するにはコンピュータを用いたり、税理士に代行してもらうといった方法をとることができるが、会計情報を開示することの必要性が認知され始めたといえるであろう。

ついで、中小企業会計指針の目的は、以下の4点である。

- (1) 株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- (2) 中小企業の会計に関する指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- (3) このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、

本指針に拠ることが適當である。

(4) このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

これまでの各報告書とは大きく違う部分である

(1) と (3) について検討してみたい。

まず(1)の記述は、もともと、中小企業庁報告書とJICPA報告書に挙げられている。しかし、これらに挙げた理由は、計算書類作成の重要性の周知を図るためではないだろうか。中小企業においても、経営の合理化は必要なことであるし、その合理化を進めるためにも計算書類の作成は必須といえる。また、各報告書でもいわれているが、金融の円滑化をすすめるためには、正確で真実な計算書類は必要で、昨今では、中小企業会計指針を用いた計算書類を作成した場合、優遇金利による銀行借入ができるようになってきている。(3)は、これまでのインターネット公告が行えるようになったことが、各報告書作成の基となっているのは確かである。しかし、これは公認会計士による監査において企業会計原則が指針であるように、平成18年施行の会社法において導入された会計参与制度における重要な指針となるように位置づける文言ではないだろうか。

続いて、(2)であるが、これも各報告書ではなかった記載が存在する。それは、「注記等」という用語である。これは財務諸表の開示に際して注記の重要性を述べ、かつ、注記記載する必要がある場合は記載しなければならないという周知を行うためのものではないだろうか。中小企業簿記要領のように別個に一般原則を示していないことから、企業会計原則の一般原則を遵守し、その中の重要性の原則を示唆しているように思われる。

3-3 各報告書と指針の適用範囲

これらの3つの報告書のうち、対象となる会社が異なっている。各報告書で一致している対象となる会社は、商法特例法上の小会社だけである。それ以外に、中小企業庁報告書では、「考え方」の部分において、有限会社、中会社の二つをあげ、対象外として、公開会社、商法特例法上の大会社

の子会社としている。

日税連報告書では、先ほど挙げた小会社・証券取引法及び商法特例法第2条の適用を受ける会社以外の会社とし、運用指針の中で、有限会社、合名会社、合資会社も挙げている。

JICPA報告書では、商法特例法の中会社・小会社とし、対象外の中会社として、証券取引法監査を受けている会社や公開予定の会社、任意監査を受けている会社、大会社の子会社としている。

各報告書において、この中小会社の会計について検討するにあたっての基本的なスタンスがここに現れているといつても過言ではないであろう。特に、日税連報告書においては、「中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある」^{xx)}としており、これは税理士が経営者を税務指導や会計指導をする際に、準拠することのできる基準を定めようとしていると考えることができるのではないだろうか。

中小企業庁報告書においては、対象となる会社を小会社としながらも、「考え方」において、指標という控えめな用語を使ってはいるが、「有限会社」と「対象外の中会社」をも対象となる会社としようとしているのは、中小企業庁としては、中小企業全体に適用できるものとしたかったが、合名・合資会社が株式会社の企業形態とは大きく違うため断念せざるえなく、そこで商法の規定を多く準用している有限会社を対象としてあげたのであろう。しかし、有限会社を対象とすることによって、法人企業形態をとっている企業が255万社ある中で、約248万社とそのほとんどをカバーできるようになるので、これを対象となる会社としたのではないだろうか。

各報告書について検討してきたが、まだ問題点は残っている。JICPA報告書は「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模には関係なく、あくまで一つであるべきである

が、中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法等を認める」(以下、シングルスタンダードといふ)というスタンスを探っている^{xxi)}のに対して、明言はされていないが中小企業庁報告書、日税連報告書は「会社の規模等により会計基準を別個に設定する必要がある」(以下、ダブルスタンダードといふ)というスタンスを探っていると思われる。シングルスタンダード^{xxii)}とダブルスタンダード^{xxiii)}を比較すると、中小会社に即したものを作成する場合、大きな枠組みで全体を捉えるより、ダブルスタンダードで、個々に捕らえたほうがより即したもののが作成できるというのは明白であると思われる。

このように、対象となる会社は、各報告書の公表団体の思惑も絡んでいる。しかし、中小会社の会計基準を策定するにあたって、対象となる会社は非常に重要で、各報告書がここまで、違つては混乱の大きなもととなってしまうであろう。

次に中小企業会計指針であるが、適用範囲としては、対象外のものを挙げて限定を行つてはいる。具体的には、証券取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社及びその子会社を対象としている。また、推奨と控えめな文言を用いてはいるが、特例有限会社、合名会社、合資会社及び合同会社についてもその対象としている。「中小企業の会計に関する指針」というもともとのタイトルもすでに、中小企業としており、推奨ではなく、実質的には適用対象とみなしていると考えられる。この考え方には、日税連報告書における対象となる会社と同じである。

「本指針に当たつての方針」では、次の2点が規定されている。

- (1) 会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。
- (2) 会計情報に期待される役割として経営管理に

資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。

まず、(1)であるが、この部分は、JICPA 報告書に記載されていた事項である。この記載によつて、中小会社においても「一般に公正妥当と認められる会計基準」の適用を促し、かつ、一定の場合と限定的であるが、簡便な方法や法人税法の規定する処理も認められたこととなった。また、この文言から中小企業会計指針はシングルスタンダードの観点に立っていると考えられる。

次に、(2)であるが、会計情報の適時性、正確性を重要視しており、会計情報としては当然であるが、改めて明文化することにより、それを周知徹底を計つていると思われる。

3-4 各報告書と指針の会計処理

中小企業庁報告書の各論は、会計方針の変更、金銭債権、貸倒引当金、有価証券、棚卸資産、固定資産、繰延資産、引当金、退職給与引当金・退職給付債務、リース取引、費用・収益の計上、経過勘定項目、税効果会計、キャッシュフロー会計、注記事項について触れている。

日税連報告書の各論は、会計処理の選択と変更、時価の意義、金銭債権、貸倒損失・貸倒引当金、外貨建取引・外貨建資産等の換算、有価証券、棚卸資産、固定資産、のれん（営業権）、繰延資産、引当金、退職給与引当金・退職給付債務、リース取引、収益費用の計上、経過勘定、資本金・剰余金、税効果会計、キャッシュフロー計算書、注記事項について触れている。

JICPA 報告書の各論は、売掛債権等、金融商品等、棚卸資産、経過勘定項目、有形固定資産、ソフトウェア、税効果会計、繰延資産、引当金、退職給付債務、ヘッジ取引、リース取引、外貨建取引、後発事象について触れている。

各報告書には、それぞれ、定めていない項目が存在する。その定めのない項目に関しては、各報告書とともに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠することを述べている。しかし、中小企業庁報告書はその基準制定に商法を、日税

連報告書は、法人税法（取扱通達を含む）を、JICPA 報告書は企業会計原則及び諸会計基準を意識をして作成されていると読み取れる部分がある。

債権者の立場から見れば、中小企業で重要な情報は、その債権の担保となる会社の財産状態である。そこで擬制資産である繰延資産の処理方法を各報告書及び中小企業会計指針において見てみたい。

各報告書において、繰延資産は、商法上、創立費、開業準備費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金及び建設利息に限って計上を認められている。中小企業庁報告書と日税連報告書は、これら 7つを繰延資産と計上できるとしているが、JICPA 報告書は、試験研究費・開発費は、研究開発費として発生時に費用処理することとしている。

しかし、例外として中小企業庁報告書は、試験研究費・開発費を繰延資産に計上せず、研究開発費として費用処理することも認めており、JICPA 報告書は、「研究開発費は、発生時に費用処理することが望ましいが、商法施行規則（第 37 条）に従って繰延資産として貸借対照表に計上することができる」^{xxiv)} としている。

また、中小企業庁報告書や日税連報告書において、法人税法に定められた繰延資産を長期前払費用として計上処理することが可能となっている。

繰延資産は、本来、費用の性質を持った支出で、期間損益計算の必要上当期の費用から除外されて、経過的に資産として処理されたもので実際的資産価値はないことから、中小会社において、投資家保護よりも優先すべき債権者保護の観点からみて、擬制資産である繰延資産の計上は、会社の財産状態を、正確に表せないようになっていると考えられる。繰延資産を計上するのではなく、費用処理を行ったほうが、よいのではないだろうか。そこでこの 3 つの報告書を統合した中小企業会計指針を見てみると、繰延資産として創立費、開業費、研究費及び開発費、新株発行費等、社債発行費、社債発行差金を上げている。各報告

書と違う点は、建設利息を繰延資産に含めていない点であろう。また、会社法新設により、繰延資産項目が変更となり、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費が繰延資産としてあげられている。

続いて、処理方法であるが、原則、費用処理とし、繰延資産として計上するとともできると例外規定として繰延資産の資産計上を認めている。繰延資産は、債権者保護の観点から見れば資産計上しないほうがよいが、企業はゴーイング・コンサーンを前提としているので、期間損益計算や費用収益対応の原則からいえば、計上したほうがよいであろう。

この中小企業会計指針の基本スタンスは、中小企業の特性を鑑み、その限定された利害関係者である債権者の保護を主軸としており、そのことから原則費用処理という会計処理としている。例外規定として中小企業に負担がかからないように、繰延資産計上を認めている。このことは、中小企業の繰延資産の会計処理としては、納得のいく解決策ではないだろうか。また費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用として計上処理するとしている。このことは実務対応のためと思われる。

繰延資産の取り扱いは非常に慎重に行う必要があり、その償却手続は詳細に規定されている。償却額と償却期間に関しては、商法に準じ、創立費は、会社成立後、開業費は開業後、研究費及び開発費はその支出後、それぞれ 5 年以内とし、新株発行費等及び社債発行費は発行後 3 年以内に、社債発行差金は社債償還期限内に毎期均等額以上の償却をしなければならないとしている。また、繰延資産として計上されたものについては、その支出の効果が期待されなくなった場合、一時に償却しなければならないとしている。

繰延資産項目を一つだけあげたが、この一つの会計処理を見ても中小企業向けの会計指針として、その特性を考慮した作りになっている。

3-5 英国における FRSSE

各報告書と中小企業会計指針をみてきたが、ここで中小企業庁報告書が参考にしている英国の中 小企業会計基準である Financial Reporting Standard for Smaller Entities (以下、FRSSE という) を検討してみたい。

FRSSE は、1997 年に中小企業の負担軽減の観点から制定されている。この FRSSE の軽減処置は、会計基準自体の分量の大幅減 (英国 GAAP が 1600 ページに対し、FRSSE は 80 ページ) である。また、表示・注記に関しては大幅に簡素化、会計処理の方法は一部を除いて GAAP とあまり変わりない、そして導入するかどうかは各企業や監査を行なう会計士が判断できるとしている。

また、英国では、FRSSE は十分に機能しており、小会社の場合、株式の流動性が極端に低く、債権者も銀行程度であるから、複雑な会計処理に従った不必要的情報を含み、企業自体が理解不十分なものより、FRSSE を用いてしっかりとそのを作成したほうがよいと英国の民間の会計基準設定機関である会計基準委員会の FRSSE 担当者が述べている^{xxv)}。

FRSSE は、1997 年制定後、2002 年、2005 年、2007 年に改定されている。

FRSSE は、英國会社法での規定とまず前提とし、さらに限定することで適用範囲を規定している。

- (a) 会社法に定義されるような小規模事業体あるいは小グループ
 - (b) 住宅金融組合を例外として、会社法の制限下で (a) の要件を満たす事業体
- である。その英國会社法を紐解くと、売上高 580 万ポンド以下、資産総額 280 万ポンド以下、従業員 50 人以下の 3 条件のうち、2 つ以上を満たしている会社を対象会社としている。

FRSSE は中小企業の分類を会社法に求めている。英國会社法では量的基準で分類をおこなっていることから、FRSSE も量的基準で行っていることがわかる。

FRSSE の場合、雛型が提示される以前に、「全

般的事項 (General)」が存在し、そこでいくつか、開示における基準が規定されている。まず重要なと思われるものは「真実かつ公正な概観 (True and fair view)」であろう。この言葉は、中小企業庁報告書において、「真実の概観」という用語が用いられていたが、これのもととなる用語であると思われる。

それ以外にも「会計方針」「過年度修正」「真実かつ公正な概観の優先開示」などの規定が存在する。このように全般的な規定が存在した上で、先ほど会計処理基準が存在する。

そこから、先ほど会計処理基準で挙げた項目にも開示する場合の条件が付されている。つまり、会計処理基準と開示基準が同時に規定されているのである。開示しなければならない財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、総認識利得・損失計算書、計算書類の注記である。それ以外にも、FRSSE は「任意開示」としてキャッシュフロー計算書を挙げている。

このような FRSSE が、わが国の制度として有効な規範となるための条件として河崎照行教授は次の 2 点を指摘している^{xxvi)}。

- ①会計処理の簡素化について最小限の規定を定めることによって、大会社会計基準との差異を明確にすること
- ②会社の成長を考慮し、経営者や外部の会計専門家の専門的判断のオートノミーをもって大会社会計基準に接近した処理を可能とする制度枠を設置すること

この 2 つの観点から中小企業会計指針を見てみると、①、②ともに充足しているといえるのではないだろうか。

4. 結

中小企業簿記要領や中小会社経営簿記要領といった各簿記要領は、その名前が示すとおり、簿記の要領であり、会計処理などは含まないが、中小企業の特性を鑑みた場合、中小企業に即した基準が必要であるということをいち早く認知し、そ

れを公表したことは中小企業の会計にとって大きな一歩といえる。

中小企業簿記要領と中小会社経営簿記要領の2つは、中小企業の特性を明らかにし、中小企業の負担を軽減する必要性を認め、それを解決するためのものであったといえる。しかし、簿記の処理方法であるためか、それに関する議論はあまりなく、昭和49年に施行された商法特例法の試案において監査役の問題が提案されるまで、中小企業の問題は、あまり関知されていなかった。商法においては、「株式会社らしい株式会社」といった文言が使われるなど、中小企業よりも大企業に焦点があたっていたことからも、中小企業に対して積極的ではなかったといえるだろう。

ここまで挙げられていた中小企業の特性は、(1)個人的色彩が濃い、(2)ワンマン経営の傾向がある、(3)限定的な経理担当者数、(4)専門的経理知識の不足の四点であった。また、会計情報を提供する負担といった問題も取り上げられている。それらを解決するに当たって、各簿記要領は業種によって、簿記の処理方法を変更するといった手法がとられている。

昭和59年以降、中小会社における計算公開及び監査において、一石を投じた大小会社区分立法の問題点は大きな前進であるといえよう。これまで、中小企業における簿記の処理方法に重点を置かれてきたが、この大小会社区分立法の問題点により、中小企業における計算公開及び監査に焦点が当たったからである。

ここで指摘された計算公開は、主に会計情報のアウトプット部分である。中小会社においても、公告が必要であるということと、公告を行うに当たっては、その財務諸表の正確性や真実性を保証する必要性から、監査の重要性が指摘された。しかし、中小会社の特性から、そのまま、監査を実施するには、過重な負担を与えることから、「監査」・「調査」・「指導」という3案がだされ、その議論が各界で取り上げられた。しかし、それらの議論は平成2年以降、平成14年まで大きく取り上げられることはなかった。

平成14年の商法改正により、インターネットでの公告が可能となったことから、中小企業の公告の必要性が再度指摘され始めた。それが外的要因で中小企業庁報告書が作成されるに至った。この報告書が公表されたことによって中小企業の会計の必要性が指摘された。

中小企業簿記要領や中小会社経営簿記要領でも指摘され、また平成14年の商法改正の折、衆・参議院の付帯決議でも指摘された中小企業の会計の過重負担を考慮した物となっており、中小企業においては会計処理の簡便法を用いるといったものであった。各簿記要領では、簿記の処理の仕方にとどまった中小企業の負担軽減処置であるが、中小企業庁報告書は会計処理自体の負担軽減できるような形を提示したのである。これは中小企業の会計にとって非常に画期的であったといえよう。

この中小企業庁報告書で指摘された中小企業の特性は(a)所有と経営の未分離、(b)内部統制機構が不備、(c)限定的会計知識、(d)会計知識を持つ従業員の非雇用(e)業種・業態・規模による差、(f)株式公開を目指さない譲渡制限のある閉鎖会社といった6点であった。この中小企業の特性は、中小会社経営簿記要領で指摘された特性よりも詳細になっており、これを判断基準として中小企業庁報告書が作成された。

中小企業庁報告書が作成されることによって、その他の報告書も作成された。中小企業の特性は、各報告書ともに大きな差異はないといえる。日税連報告書の処理方法は、税務寄りに作成され、JICPA報告書は企業会計原則寄りに作成されていたといった印象である。これは、各職の立場上このような形の報告書になったといえよう。これらの報告書を統合したのが中小企業会計指針である。

この中小企業会計指針は、中小企業の特性を考慮したものとなっており、会計処理方法も中小企業の過重負担とならないように策定されているし、また繰延資産の処理方法をみても、債権者保護の観点からの処理となっているといえる。この中小企業会計指針は、昭和25年から始まった中

小企業の会計の問題をかなりの部分、解決できているといえる。

各報告書の中小企業の適用範囲においては、商法特例法の資本金による量的基準を採用し、中小企業を定義しているが、中小企業会計指針においては、商法特例法を用いずに、会社が子会社や関連会社ではないなどの性質を利用した質的基準によって区分している。量的基準を採用した場合、数量的に分類できることによって容易に把握できるのに対し、質的基準の場合は、個々の企業によって判断するしかなくなってしまう。このことは、全体の把握を難しくしているのではないだろうか。会社法には商法特例法のような資本金による分類はなくなってしまったが、現在でも中小企業基本法には量的基準が存在する。この量的基準を用いることで、全体の把握も簡単になるし、また、他社間の比較も容易になるのではないだろうか。しかし、量的基準だけを採用するにもデメリットは存在する。たとえば、対象会社が子会社や関連会社といった場合、量的基準を採用すれば、それは中小企業の中に含まれてしまう。そこで、イギリスなどで採用されている量的基準及び質的基準の両方を適用範囲として活用するのが望ましいのではないだろうか。中小企業基本法は、中小企業の政策に対しての法律であり、それを使用するのは、中小企業に即した形になるといえよう。

また、大小会社区分立法の問題点で指摘された外部監査の問題もまだ解決できていない。会計参与制度の導入により、会計参与機関を設置している会社に関しては、計算書類の正確性が高まっているといえる。また、会計専門家が会社の内部機関として就任するために、内部統制組織の確立も可能であるといえる。しかし、この会計参与制度は会社の内部機関であるため、真の意味でその正確性を保証することはできない。そこで中小会社向けの外部会計監査が必要なのではないだろうか。そのためには、大企業を監査する公認会計士にとって拠るべき「企業会計原則」と同様、中小企業の監査を行う会計専門家の拠るべき会計基準

として、中小企業会計指針がその役割を担うべく、今後の改正を行っていく必要があるのではないか。

謝 辞

本論文を作成するにあたり、多くの方にご協力をいただき、特に主指導教授である松尾俊彦先生には多大な助言をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

-
- i) 経済安定本部企業会計審議会、「中小企業簿記要領」, 1949年
 - ii) 中小企業庁、「中小会社経営簿記要領」, 1962
 - iii) 河合信雄・寺島平編著『戦後企業会計制度の展開』, 法律文化社, 1983, p5
 - iv) 経済安定本部企業会計審議会、「中小企業簿記要領」, 1949年, p1
 - v) 上掲書, p.1
 - vi) 片野一郎著, 「中小商店会計」, 同文館, 1950, p.12
 - vii) 上掲書, p.2
 - viii) 中小企業庁, 「中小会社経営簿記要領」, 1962, p.1
 - ix) 別冊商事法務 No.77『大小会社区分立法等の問題点各界意見の分析』内の『「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」に対する意見』P338
社団法人中小企業診断協会の意見
 - x) 別冊商事法務 No.77『大小会社区分立法等の問題点各界意見の分析』内の『「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」に対する意見』P68
広島修道大学商法研究会の意見
 - xi) 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会報告書』平成14年6月
 - xii) 上掲書, p9
 - xiii) 上掲書, P33
 - xiv) 上掲書, p.64
 - xv) 上掲書, p.70
 - xvi) 日税連ホームページ：中小会社会計基準, P1

- http://www.nichizeiren.or.jp/menu.html
xvii) 上掲書, p.1
xviii) 上掲書, p.1
xix) 会計制度委員会研究報告, 「中小会社の会計の
あり方研究報告抜粋」 JICPA ジャーナル, No.576,
2003, P115
xx) 上掲書, p.1
xxi) 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の
「本研究報告の基本的な考え方」に明記されている.
xxii) これは「普遍性概念」ともいう
xxiii) これは「基本的スケジュール論」ともいう
xxiv) 日本公認会計士協会ホームページ内中小会社
の会計のあり方について参照
http://www.jicpa.or.jp/
xxv) 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会
報告書』平成 14 年 6 月
xxvi) 河崎照行「英國会社法の改革と中小会社会計基
準 (FRSSE) のゆくえ」税経通信, 2003/12 p.34